

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 自治政策課、国際室、地域振興課、過疎対策室
自治財政局 財務調査課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策11

活力、個性、魅力にあふれる地域づくり

（政策の基本目標）

地方分権をにらんで、個性豊かで活力や魅力にあふれる地域社会の実現を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

総務省（旧自治省）では、昭和63年度に始まったふるさと創生事業をはじめとして、従来から、地域づくりを積極的に進めている。近年では、平成15年10月24日には閣議決定に基づき内閣府に地域再生本部が設置され、平成19年通常国会における総理大臣の施政方針演説においても、「魅力ある地方の創出」が掲げられている。さらに、平成19年2月28日には「地域再生総合プログラム」が策定され、これを受け平成19年4月27日に「地域再生基本方針」が一部改正されるなど、国民や社会のニーズを受け、政府が一丸となって地域の再生に向け施策を推進しているところである。

（2）主な施策の概要

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業、地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。事業の内容は以下のとおりである。

循環型社会形成事業とは、干潟等の保全や生物多様性の確保を図る等自然再生・地球温暖化対策及び森林・農地等の国土保全対策に対する支援措置である。少子・高齢化対策事業とは、ユニバーサルデザインによるまちづくり、保健福祉施設等の整備に対する支援措置である。地域資源活用促進事業とは、地域経済新生事業、科学技術振興事業、地域を支える人づくり事業、地域文化・スポーツ施設活用促進事業、地域文化財・歴史的遺産活用事業に対する支援措置である。また、地域通貨の導入に対する支援等、地域再生推進のための措置を講じている。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）は、地方公共団体等が外国青年を招致する事業であり、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的としている。

また、外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、既に一部の地方自治体のみならず、全国

的な課題となりつつある。このため、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から、多文化共生の地域づくりを検討している。

ウ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

地方公共団体におけるPFI事業を推進するため、(財)地域総合整備財団(以下「ふるさと財団」)と共催するPFI研修会の開催や地方公共団体職員等を対象とした講演等を内容とする研修会を実施している。

エ 過疎地域の自立促進

過疎対策の手段として、地域間交流施設整備事業、難視聴対策事業、移動通信用鉄塔整備事業等を実施している。事業の内容は以下のとおりである。

地域間交流施設整備事業とは、過疎地域の有する自然、文化、歴史、景観といった優れた地域資源を有効に活用し、人、文化、情報等の交流を図るための交流施設の整備等に関する国庫補助事業である。難視聴対策事業とは、民放テレビを1波も良好に受信できない地域(難視聴地域)において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村等に対して、所用経費の一部を国庫から補助する事業である。移動通信用鉄塔整備事業とは、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する事業である。

オ 辺地に係る財政上の特別措置の実施

辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、昭和37年に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(辺地法)が制定されている。

この辺地法に基づき、辺地住民の生活文化水準の向上のための施設整備を総合的、計画的に推進するとともに、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて辺地対策事業を実施することにより、活力、個性、魅力あふれる地域づくりに貢献するものである。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会総理施政方針演説	平成19年 1月26日	地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え、押しつけるといふ、戦後続いてきたやり方は、もはや捨て去るべきだと考えます。
再チャレンジ支援総合プラン	平成18年 12月26日	UIJターンへの支援や二地域居住への支援等を推進する。(複線型社会の実現)
経済成長戦略大綱	平成18年 7月6日	団塊世代の農山漁村への定住とその能力の活用等の促進を図るため、地域づくりの人材育成、都市と農山漁村の連携した取組の推進、都市住民の農村への移住のための条件整備、魅力ある農山漁村空間の形成や交流拠点の整備などを推進する。(中略)地方への定住又は二地域居住等の促進を図る。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

ア 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数

参考となる指標			16年度		17年度		18年度		
			事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数	
循環型社会形成事業	新規分	都道府県 指定都市	5	4	8	8	11	11	
		市町村	89	74	68	66	75	65	
	継続分	都道府県 指定都市	9	7	8	5	11	8	
		市町村	58	54	53	48	50	44	
	少子・高齢化対策事業	新規分	都道府県 指定都市	34	19	28	13	30	18
			市町村	100	88	56	55	61	52
継続分		都道府県 指定都市	25	18	36	24	35	24	
		市町村	52	46	44	37	32	28	
地域資源活用促進事業	新規分	都道府県 指定都市	6	5	2	2	18	16	
		市町村	55	53	59	54	66	58	
	継続分	都道府県 指定都市	2	2	5	5	1	1	
		市町村	19	18	23	16	24	24	

イ J E Tプログラムの招致人数、招致国数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
招致人数	6,103	5,853	5,508
招致国数	41	44	44

ウ 関係機関と連携の上のP F I研修会等の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
研修会等開催回数	6回	5回	4回

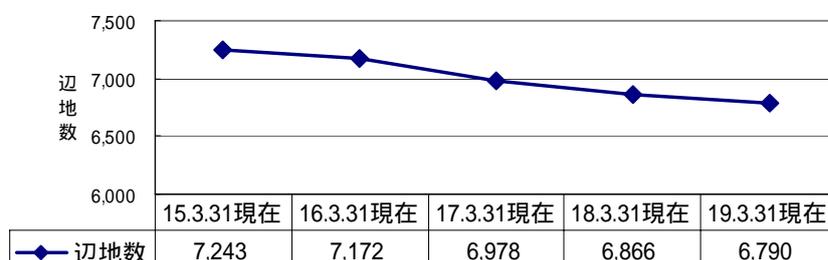
エ 過疎地域自立促進計画の進捗率

後期(平成17年度～平成21年度)過疎自立促進計画の進捗率

(単位:百万円・%)

主な指標等		平成17年	平成18年	後期計画合計
都道府県	計画額	1,136,678	1,136,261	4,459,185
	実績額	1,091,812	集計中	集計中
	後期計画に対する進捗率	24.48	集計中	集計中
市町村	計画額	1,380,396	1,315,266	8,873,023
	実績額	1,242,168	集計中	集計中
	後期計画に対する進捗率	14.00	集計中	集計中

オ 辺地数の推移



(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域づくりは地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対しては、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置を行うことは、地域の活性化に必要であると考えられる。

有効性については、「地域活性化事業債」を活用した地方公共団体数という指標を分析してみると、毎年一定数の団体がこの制度を利用しており、順調に成果が上がっていると考えられる。

効率性については、地域の活性化に資する事業の中でも、特に効果的な循環型社会形成、少子高齢化対策、地域資源の有効活用促進などに限定するなど効率性は確保されていると考えられる。

このように、地域の自主性を生かした魅力ある地域づくりに対する支援施策は、地域の活性化のために必要であるが、今後とも地方公共団体が多様化、複雑化する住民のニーズに的確に対応し、地域の活性化に向けた取組を促進するため、対象事業の見直しなど、必要に応じ、支援施策の改善を検討していく必要がある。

また、地域通貨の導入・普及についても、地域再生を推進する観点から、引き続き取組を進める必要がある。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

JETプログラムの招致については、人数は微減しているものの、招致国数は増えており、より多様性が深まっているため有効性が認められる。今後、さらに活力ある地域づくりを進めるためには、小学校における英語教育の重要性の高まりから、小学校専属ALTの配置数を増加させる必要があり、引き続き地方公共団体にその積極的な活用を促す必要がある。

また、「多文化共生の推進に関する研究会」においては、「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」をとりまとめ、公表するなど、基本的な論点や地方自治体が取り組むべき施策について一定の成果が得られたため、有効性が認められる。今後も引き続き、多文化共生をはじめとする地域の国際化施策に関して、学識経験者、自治体関係者及び民間団体等により幅広く検討を行っていく必要がある。

さらに、「地域における多文化共生推進プラン」については、引き続き、地方ブロック毎に地域国際化連絡会議を効率的に開催することなどにより普及を図る必要がある。

ウ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

ふるさと財団と連携し、平成18年度は全国4ヶ所でPFI研修会等を開催し、地方公共団体職員を対象にPFI事業実施の実務についての研修を行った。

平成15年度からの取組の効果もあり、地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施については、着実に達成されつつあり、研修会は、地方公共団体の需要にあわせて開催回数を調整していることから効率的に実施されているといえる。また、関係機関と連携し研修を行うことで、参加者は金融機関、シンクタンク等の多様な講師の講演を一度に聞くことができる。

一方で、PFIは、従来の事業手法に比べ、事業者の選定手続き及び契約等の締結手続きに関連する問題等において、事業実施に係る新たな検討課題が多く、より効率的な研修の方法を検討する必要がある。

エ 過疎地域の自立促進

交流施設については、各市町村の「過疎地域自立促進計画」に基づいて着実に整備が進められている。平成18年度に行った調査（平成14年度採択事業対象（10施設））においては、当初見込み利用者数を上回っている施設が6施設あることから、一定の有効性が認められる。

しかし、一方で、当初見込み利用者数を下回っているものが4施設（半分以下のものが施設）となっており、今後、設置市町村による更なる利用促進の努力を促すことが必要である。また、今後の事業採択にあたっては、事業計画をより厳しく精査することが必要である。

オ 辺地に係る財政上の特別措置の実施

辺地対策については、平成19年3月31日時点の辺地数が対前年度比1.1%の減となっている。これは、辺地数が減少していることから、辺地法による辺地対策事業が有効であったものと考えられる。今後も活力ある地域づくりをすすめるため、引き続き生活文化水準の向上のための施設整備への取組が必要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
地域活性化事業債等の地域づくり支援制度をより活用	予算要求		該当なし
	制度		現行制度を利用
	実施体制・事務のやり方等		制度に関する情報提供
地方公共団体における国際交流・国際協力について	予算要求		継続
	制度		小学校における英語教育の重要性の高まりに応じた措置を講ずるなどの取組
	実施体制・事務のやり方等		団体向けの普及啓発
P F I は、従来の事業手法に比べ、事業者の選定手続き及び契約等の締結手続きに関連する問題等事業実施に係る新たな検討課題が多い	予算要求		継続
	制度		法律・政省令改正の必要なし
	実施体制・事務のやり方等		研修の充実を検討
過疎対策のさらなる推進を図るため、所定の補助金を確保	予算要求		継続した予算措置が必要
	制度		継続
	実施体制・事務のやり方等		事業計画の精査の強化
辺地対策を通じて引き続き生活文化水準の向上のための施設整備の取組	予算要求		該当なし
	制度		辺地対策の継続
	実施体制・事務のやり方等		辺地対策の継続

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)において新世紀の社会資本整備として重点的に推進すべき分野に位置づけられた内容等を今後の課題と取組の方向性の把握に活用し、政策の評価に活用した。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

J E T プログラム基本問題検討会(平成12年10月~平成13年9月まで6回開催)における報告書今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長 山脇啓造 明治大学教授)において、とりまとめた「多文化共生の推進に関する研究書2007」(平成19年3月)を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

ウ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

PFI事業を実施しようとする各地方公共団体において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に基づき公表しているPFI事業の実施方針を、政策の背景必要性の分析の際に活用した。

また、自治体PFI推進センター専門家委員会報告書（平成18年3月）を、地方公共団体におけるPFI事業の今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

エ 過疎地域の自立促進

過疎問題懇談会（座長 宮口侗迪 早稲田大学教授 ほか構成員9名、最近では平成19年3月に開催）において過疎地域の持っている資源を都市の住民に理解してもらうには、地域間交流が有効であること等の意見を目標の達成状況の評価に反映した。

オ 辺地に係る財政上の特別措置の実施

辺地対策のあり方に関する調査研究会（座長 蒲谷亮一（財）全国市町村振興協会常務理事ほか構成員10名、平成13年3月）の報告書を政策の背景や必要性、今後の課題の把握をするために活用した。

（2）評価に使用した資料等

- ・ 「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」（平成元年2月14日付自治画第17号）
- ・ 「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」（平成7年4月13日付自治国第5号）
（いずれも総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/kokusai/sonota.html#b>に掲載）
- ・ 「多文化共生の推進に関する研究書2007（平成19年3月）」（総務省ホームページhttp://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070328_3.htmlに掲載）
- ・ 「過疎対策の現況（過疎地域の状況及び国・地方公共団体による各種過疎対策等について取りまとめた資料）」（総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/note>）
- ・ 「今後における辺地対策のあり方に関する検討報告」（辺地対策のあり方に関する調査研究会報告書（平成13年3月））（ホームページ 無）